

## 「預金口座振替」による会費納入への協力のお願い

士会事務局

当会では、会員の皆様がより簡単・確実に会費をお納めいただく方法として、「預金口座振替」制度を導入しています。「預金口座振替」による会費納入へのご協力をお願いいたします。

## 預金口座振替のメリット

- その1：振込手数料がいりません。（士会事務局が負担します。）
- その2：毎年度の会費納入の手続きが不要で、うっかり忘れもありません。  
※退会された場合は直ちに口座振替を中止しますのでご心配なく。
- その3：支部事務局の集金、督促、台帳整理、本部への振込みの手間が軽減されます。
- その4：本部事務局の台帳整理、会計処理、督促の手間が軽減されます。

## ●「預金口座振替」の仕組み

毎年度の4月23日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に会員の皆様のご指定された預金口座から、その年度の会費をお引き落としします。

（例：令和7年度分の会費を令和7年4月23日（水）に引落します。）

会員の皆様は、最初に「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」をご提出いただくだけで、その後は、会費納入に際しての振込用紙へのご記入、金融機関でのお手続きや、手数料も必要ありません。

## ●会費引落のご連絡

毎年度、会誌「山口建築士」4月号で、会費引き落としをお知らせします。

残高不足にならないよう、ご準備をお願いします。

万が一残高不足となった場合には、再度の引き落としはいたしませんので、金融機関からお振込みをお願いします。

## ●領収書

預金通帳に、「SMBC（ケンチクシカイヒ）又は「（ケンチクシカイヒ）自払」などと印字されますので、これを領収書に代えさせていただきます。（金融機関により印字の桁数、内容が異なります。）

領収書が必要な場合は、お申し出により発行します。

## ●「預金口座振替」のお手続き

「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」に、必要事項ご記入の上、金融機関お届け印を押印して郵送してください。

当会ホームページの「会員の皆様へ」のページ内「預金口座振替による会費納入について」に「預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書」の様式（PDF）を掲載しています。

<https://y-shikai.or.jp/tomembers>

記入要領をよく読んで記入例を参考に記入の上、金融機関お届け印を押印してお送りください。

送り先：〒753-0072 山口市大手町3-8 （一社）山口県建築士会あて

令和7年度会費の口座振替をご希望の場合は、以下の提出期限に間に合うようにお送りください。

**提出期限：令和7年3月10日（月）必着**

金融機関とのやりとりに相当の期間を要し、引き落としに間に合わない場合がありますので、その際には、今までの方法でお振込みいただくようになります。予めご了承くださいませようお願いします。

## ●「預金口座振替」中止のお手続き

預金口座振替を中止されたい場合は、前年度の3月15日までに士会事務局にご連絡ください。

一旦中止され、再開を希望される場合も同様です。